

育休取得目標行動計画

4月より1名育休が終わり職場復帰し、新たに昨年より1名育休取得中だが、今後同様に、産休や育休を取得する職員が増えてくることが想定されている。社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日—令和8年6月30日

2. 内容

目標1 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得、職場復帰をサポートする。

対策

- ・ 令和5年7月～ 全社員に対し「育休復帰支援プラン」や両立制度育児休業給付、休業中の厚生年金保険料の免除などについて周知する。
- ・ 令和5年8月～ 顧問労務士と連携し、厚労省の育休復帰プランを参考にして、育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定を開始する

目標2 育児休業を取得しやすい環境を作るため、働き方改革を進める。他の職員も含め、協力して働くことのできる幅広く柔軟な勤務体型を構築し、評価できる体制を作る

対策

- ・ 令和5年7月～ 働き方の課題を職員代表者で行い、働きやすくない内容があれば、その抽出を行い、変更の検討を行う。
- ・ 令和5年8月～ 働き方の見直しを具体的に進め、労務士の協力のもと、就業規則にも内容を反映する